

下記業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年9月18日

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事長 宮地良樹

## 記

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和10(2028)年度入学者募集用大学パンフレット等制作業務委託

#### (2) 業務内容

令和10(2028)年度入学者募集のための大学パンフレット、簡易版リーフレット、ポスターの企画・デザイン制作を行う。

#### (3) 制作期間

契約日から令和9年3月26日(金)まで

#### (4) 契約限度額

2,101,000円以内(消費税及び地方消費税込み)

### 2 参加資格

(1) UXデザインを含めた広報物の制作業務の履行実績を有する者であること。

(2) 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学契約事務取扱規程第2条及び第3条に該当しない者であること。

(3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 募集要項等の配布

#### (1) 配布方法

「7 問い合わせ先」にて配布又は本学ホームページ (<https://s-sph.ac.jp/>) からダウンロードする。

#### (2) 配布期間

令和8年9月18日(金)から10月9日(金)(日曜、月曜及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間

### 4 企画提案書類の提出

#### (1) 提出期限

令和8年11月13日(金)午後5時まで

#### (2) 提出先

「7 問い合わせ先」に同じ。

#### (3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送により提出すること。

### 5 ヒアリング

企画提案書類を提出した者に対し、提案内容に関するヒアリングを実施する。

実施予定日：令和8年11月20日(金)(ウェブによる参加も可とする。)

### 6 その他

- (1) 業務委託契約は、受託候補者(提案内容が最も優れているもの)と契約の交渉を行い、契約限度額の範囲内で契約する。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法による。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約の締結に当たっては、契約書を作成する。
- (5) 詳細は募集要項による。

## 7 問い合わせ先

静岡社会健康医学大学院大学教務課

〒420-0881 静岡市葵区北安東 4 丁目 27-2

電話番号:054-295-5401

FAX 番号:054-248-3520

メールアドレス:kyomu@s-sph.ac.jp

### 【参考】公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学契約事務取扱規程より抜粋

(競争に参加させることができない者)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規則第19条に規定する競争（入札）に付するときは被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。